（共済掛金積立金等余剰部分控除額の下限）

第十七条　第十四条に規定する共済掛金積立金等余剰部分控除額の下限は、三号の二分析期間中の事業年度末における、事業継続基準に係る額の不足額（資産が事業継続基準に係る額を下回る額をいう。）の現在価値を計算した値の最大値とする。

2　共済計理人は、合理的と判断する場合には、前項の共済掛金積立金等余剰部分控除額の下限の算定において、事業継続基準に係る額に代えて、責任準備金を用いることができる。この場合において、その根拠を附属報告書に示さなければならない。

○厚生労働省告示第百四十六号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第四条第六項第一号の規定に基づき、医薬品副作用被害救済制度の対象とならない医薬品（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）の一部を次のように改正する。ただし、この告示の適用前に使用されたセツキシマブ及びその製剤又はパニツムマブ及びその製剤の副作用による疾病、障害又は死亡に係る副作用救済給付については、なお従前の例による。

平成二十七年三月二十六日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

第百五十二号を第百五十四号とし、第九十九号から第百五十一号までを二号ずつ繰り下げ、第九十八号を第九十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

百　パニツムマブ及びその製剤

第九十七号を第九十八号とし、第七十八号から第九十六号までを一号ずつ繰り下げ、第七十七号の次に次の一号を加える。

七十八　セツキシマブ及びその製剤

○厚生労働省告示第百四十七号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第四条第六項第一号の規定に基づき、医薬品副作用被害救済制度の対象とならない医薬品（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十六日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

題名中「医薬品副作用被害救済制度」を「医薬品等副作用被害救済制度」に改める。

第百五十四号を第百五十六号とし、第百三十九号から第百五十三号までを二号ずつ繰り下げ、第百三十八号を第百三十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

百四十　ラムシルマブ及びその製剤

第百三十七号を第百三十八号とし、第三十八号から第百三十六号までを一号ずつ繰り下げ、第三十七号の次に次の一号を加える。

三十八　四－〔三－クロロ－四－[（シクロプロピルカルバモイル）アミノ]フエノキシ}－七－メトキシキノリン－六－カルボキサミド（別名レンバチニブ）、その塩類及びそれらの製剤

○厚生労働省告示第百四十八号

確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）第四十三条第二項第一号及び第二号の規定に基づき、確定給付企業年金法施行規則第四十三条第二項第一号及び第二号に規定する予定利率の下限及び基準死亡率（平成十四年厚生労働省告示第五十八号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十六日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

本則に次の一号を加える。

十四　平成二十七年度　年率〇・五パーセント

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一　男子

年齢	死亡率	年齢	死亡率	年齢	死亡率	年齢	死亡率	年齢	死亡率
15歳以下	0.00017	41歳	0.00130	67歳	0.01250	93歳	0.19368		
16歳	0.00021	42歳	0.00142	68歳	0.01360	94歳	0.21090		
17歳	0.00027	43歳	0.00154	69歳	0.01480	95歳	0.22910		
18歳	0.00034	44歳	0.00168	70歳	0.01619	96歳	0.24835		
19歳	0.00041	45歳	0.00183	71歳	0.01782	97歳	0.26868		
20歳	0.00048	46歳	0.00200	72歳	0.01969	98歳	0.29008		
21歳	0.00054	47歳	0.00219	73歳	0.02184	99歳	0.31256		
22歳	0.00059	48歳	0.00242	74歳	0.02439	100歳	0.33609		
23歳	0.00062	49歳	0.00266	75歳	0.02741	101歳	0.36066		
24歳	0.00063	50歳	0.00292	76歳	0.03093	102歳	0.38623		
25歳	0.00063	51歳	0.00319	77歳	0.03499	103歳	0.41275		
26歳	0.00064	52歳	0.00349	78歳	0.03962	104歳	0.44015		
27歳	0.00065	53歳	0.00384	79歳	0.04483	105歳	0.46834		
28歳	0.00066	54歳	0.00421	80歳	0.05052	106歳	0.49721		
29歳	0.00066	55歳	0.00463	81歳	0.05663	107歳	0.52663		
30歳	0.00067	56歳	0.00509	82歳	0.06341	108歳	0.55647		
31歳	0.00069	57歳	0.00559	83歳	0.07121	109歳	0.58654		
32歳	0.00071	58歳	0.00611	84歳	0.08007	110歳	0.61667		
33歳	0.00074	59歳	0.00664	85歳	0.08972	111歳以上	1.00000		
34歳	0.00077	60歳	0.00725	86歳	0.09970				
35歳	0.00081	61歳	0.00790	87歳	0.10994				
36歳	0.00086	62歳	0.00850	88歳	0.12095				
37歳	0.00092	63歳	0.00910	89歳	0.13328				
38歳	0.00100	64歳	0.00978	90歳	0.14726				
39歳	0.00110	65歳	0.01056	91歳	0.16209				
40歳	0.00120	66歳	0.01147	92歳	0.17740				